

平成25年10月23日

上川町長 佐藤 芳治 様

上川町公営事業等審議会

会 長 西木 和義



上川町水道料金改定について (答申)

平成25年6月28日上建水第241号で諮問のありましたことについて、別紙のとおり答申します。

上川町公営事業等審議会

会 長 西 木 和 義

副会長 立 岩 克 文

委 員 石 井 拓 子

委 員 西野目 智 弘

委 員 松 浦 達 也

委 員 端 場 誠 二

委 員 高 橋 智 樹

委 員 鶴 野 宏 美

委 員 福 田 多鶴子

委 員 藤 田 美智子

## ○諮問事項「上川町水道料金改定について」

本委員会において、経営健全化及び施設整備に対する水道料金の値上げについては、やむを得ないものと判断いたしました。

改定にあたっては、高齢化や事業収益の動向を随時検証し、5年程度を目安として料金改定の再検証を行うとともに、水道利用者の負担軽減のため引き続き経営努力を望みます。

以下、項目ごとに意見を申し述べます。

### 1) 水道料金体系の見直し

昭和60年以降料金体系については、見直しがされていなかったことから、この間の人口減少及び産業構造の変化を踏まえた料金体系の抜本的な見直しはやむを得ないと考えます。

ア.「家庭用」区分4㎡基本料金区分の廃止については、負担の公平性からやむを得ないと考えます。

イ.「その他用」区分へ「営業用又は事業用」「官公署・学校用」「病院用」「公衆浴場用」区分を統合し、現状に即した対応がされ、区分統合で料金体系の明確化がはかられていると考えます。

ウ.自治会館取扱い区分の変更については、「その他用」区分から「家庭用」区分に変更になることに当たり、負担の軽減がされるものと考えます。

エ.層雲峡地区旅館用区分「収容人員30人以下」の新設については、層雲峡地区水道利用事業者の公平性がはかられると考えます。

2) 量水器使用料の廃止については、基本料金及び使用料への一体化がはかられると考えます。

3) 加入者負担金の廃止については、引き込み工事費の水道事業負担費用の圧縮がはかれることや、水道新設者による公平な負担につながると考えます。

4) 軽減措置については、町の福祉政策で軽減措置による減収分は、一般会計からの負担がされることについて了承しました。

ただし、今後において、高齢者人口の推移を考慮した検討が必要と考えます。

5) 激変緩和措置の必要性については、理解するものの3年間の経過措置については、受益者の早期の公平化から、措置期間の短縮の余地があると考えます。

6) 水道料金改定率については、財源不足率8.05%については、経営に係る経費が平成22年度から赤字に転換していることから、経営安定化をはかるための料金改定はやむを得ないと判断いたします。しかし、会計留保資金の2.58%については、平成26年度以降の消費税率の引き上げ、また、これに伴う物価上昇など家庭又は事業者の負担も増大することから、今後の料金値上の推移や各事業の経過を見据え、次回見直し時へ見送るべきと判断いたします。

また、層雲峡浄水場及び中央浄水場施設整備に係る事業費の1/5を転嫁した8.75%の加算については、整備に係る事業費の4/5は、一般会計の負担とされていることから、水道利用者への負担軽減がはかられていると考えます。

7) 下水道使用料体系の見直しについては、水道料金体系と追随した体系への改定については妥当であると考えます。

また、料金改定時期として平成26年4月からの改定については、十分な住民周知のもと執行されることを切望いたします。